

山梨県公報

号外第三十二号

令和七年

九月十日

水 曜 日

目 次

条 例

○山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第四十四号）（子育て・次世代サポート課）
- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、次に掲げる条例において、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- （一） 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
- （二） 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例
- （三） 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例
- 2 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十四号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

- 一 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）第十一条
- 二 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条

例第六十七号）第四十四条第一項

三 山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例（令和七年山梨県条例第十号）第十
三条

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番